

平成 25 年 1 月 1 日から長期優良住宅変更認定申請に 手数料が必要となります。

長期優良住宅の普及の促進に関する法律
～長期優良住宅変更認定申請手数料徴収のお知らせ～
(愛知県が所管行政庁となる物件が対象となります。)

この度、長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合の
変更認定申請手数料を新設しました。平成 25 年 1 月 1 日以降に変更認定
申請を行う場合には、手数料が必要となります。

手数料が必要な変更認定申請とは？

⇒ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下「法」という。）**第 8 条第 1 項
に基づく変更認定申請**（以下「変更認定申請」という。）です。

法第 9 条第 1 項（譲受人を決定した場合における変更の認定申請）、法第 10 条
第 1 項（地位の承継申請）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第 7
条に基づく軽微な変更（以下「変更届」という。）については、手数料は必要あ
りません。

変更認定申請手数料の発生時期は？

⇒ **平成 25 年 1 月 1 日以降に申請**する変更認定申請が対象です。

変更認定申請手数料の額は？

⇒ 以下の表によります。

建築物の総戸数		登録住宅性能評価機関 の事前審査を経る場合	愛知県へ直接申請す る場合
一戸建ての住宅		4,000	25,300
共同住宅等 (戸当たり手 数料は、同時に 申請が行われ る住戸の数で 除して得た額 (除した後、 100 円未満切捨 て))	～5 戸	8,000	59,200
	6 戸～10 戸	13,900	94,800
	11 戸～30 戸	20,100	186,100
	31 戸～50 戸	37,600	333,600
	51 戸～100 戸	64,700	573,600
	101 戸～200 戸	106,400	1,058,900
	201 戸～300 戸	130,800	1,509,400
	301 戸～	139,600	1,845,600

変更認定申請の対象となる変更は、どのような場合ですか？

⇒ 下記に示す変更の いずれかに該当 する場合があります。

○完了前の変更（建築工事中）

ア．建築等計画の変更で、法第2条第4項「長期使用構造等」の基準（以下「基準」という。）に適合することが、明らかではないもの。

（等級の変更を伴わない場合も含む。）

イ．耐震等級に変更が生じるもの。（等級を3から2に変更するもの。）

ウ．基礎の種別の変更を伴うもの。

エ．計画変更に伴い、型式住宅部分等製造者認証等の認証番号に変更が生じるもの。（型式住宅の場合に限る。）

※型式住宅とは、構造・劣化対策等の性能表示項目に規定する性能を有することをあらかじめ登録住宅型式性能認定機関が認定したものをいう。

○完了後の変更（引渡し後）

ア．増改築の場合。

イ．リフォーム等で、基準に適合することが、明らかではないもの。

認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合は、上記に該当しない場合であっても、「**変更届**」が必要 **になります**ので、ご注意下さい。なお、この場合、手数料は必要ありません。

- 詳細は、愛知県公式ホームページの建築指導課のページ（<http://www.pref.aichi.jp/kenchikushido/>）をご覧ください。また、ご不明な点がありましたら、下記問い合わせ先にお問い合わせください。

問い合わせ先

愛知県 建設部建築担当局 建築指導課 優良住宅・相談グループ

〒460-0001 名古屋市中区三の丸3丁目2-1

愛知県東大手庁舎3階建築指導課分室

TEL：052-961-9719 FAX：052-961-9715